

(平成22年11月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認釧路地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	5 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成9年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を22万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年5月1日から同年7月1日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所(当時)に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
A社に勤務していたが、業務命令により新設された同社の子会社であるB社に平成9年5月に異動した。
厚生年金保険料控除の事実を確認できる書類は無いが、継続して勤務していたので、申立期間について被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成8年2月にA社に入社し、9年5月に新設された同社の子会社であるB社に業務命令により異動したとしているところ、年金事務所の被保険者記録によれば、A社において8年2月21日に厚生年金保険の資格を取得し、9年5月1日に資格を喪失後、B社において、同年7月1日に資格を取得している。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録によると、A社を平成9年5月1日に離職し、同年5月2日にB社にて資格を取得していることが確認でき、継続してA社の子会社であるB社に勤務していたと認められる。

また、申立期間にA社において加入記録のある複数の被保険者に照会したところ、「申立人は、平成9年5月にB社に異動し、C業務からD業務に変わったものの、A社の社屋の同じフロアで勤務していた。」との回答を得

ている。

さらに、A社で経理を担当していた者は、「申立人はA社からB社の設立時に異動しており、申立期間当時、同社の社員は3人であった。また、A社とB社は社屋が同じで、同社の経理関係事務はA社が行っていた。」と供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に勤務し（在籍事業所はB社）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における平成9年4月の社会保険事務所の記録から、22万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについて不明としているが、A社が保管している「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」に記載されている申立人に係る資格喪失日が平成9年5月1日であることから、事業主が資格喪失日を同日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 1 月から 46 年 10 月まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無い旨の回答を得た。
申立事業所を退職する際に厚生年金保険の被保険者証を受け取った記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人が、申立期間のうち昭和 45 年 4 月 26 日から 46 年 10 月 31 日までの期間において、A 社（現在は、B 社）に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、申立人は、A 社に正社員の C 職として勤務したとしているが、複数の同僚は、「当時、C 職はパートとして勤めていた人が多くいたので、申立人もパートとして勤務していたと思う。」、「当時、C 職は、短期間で辞める人も多かったのでパートで勤務していた人が多かったと思う。」と供述しているほか、B 社の取締役は、「元役員であった親族から、厚生年金保険に加入していない従業員もいるとの話を聞いた記憶がある。」と供述していることに加え、正社員として勤務したとする同僚からは、「当時、社会保険事務所から従業員を厚生年金保険に加入させる必要があるとして指導され、代表者と店舗責任者が従業員へ厚生年金保険への加入を勧めていたことがあったことを覚えている。」との供述を得ている。

また、申立期間に加入記録がある者から、「C 職は、昼、夜の二交代制で、7～8 名勤務していたと思う。」と供述を得ているものの、オンライン記録によると申立期間中の女性の被保険者（経理担当者を除く。）は、4 名前後で

推移していることが確認できることから、当時の事業主は、勤務していた者全員を一律に厚生年金保険に加入させていた状況にはなかったことがうかがえる。

さらに、B社に申立人の勤務形態等について照会したところ、「当時の関係者は既に死亡しており、関係書類も廃棄済みのため不明である。」との回答を得ているほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

加えて、申立人は、A社の退職時に同社から厚生年金保険被保険者証を受け取ったとしているが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、健康保険の整理番号に欠番は無く、同原票の記録に不自然な点も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 4 月 1 日から 3 年 3 月 1 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立事業所での加入記録は 1 か月である旨の回答を得た。
1 年間の契約で、正職員と同様の勤務をしていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びA事業所から提出されたB係職員配置経過表（以下「職員配置経過表」という。）によると、申立人が平成 2 年 4 月から 3 年 3 月まで勤務したことを表す記載があり、申立期間に勤務していたことが推認できる。

しかし、申立人の雇用保険の加入記録は、A事業所における取得日が平成 3 年 1 月 7 日、離職日が同年 3 月 30 日となっており、厚生年金保険の加入記録及び職員配置経過表に記載された記録のすべてが一致していない。

また、職員配置経過表に記載があり、当該勤務期間と厚生年金保険の加入期間が異なる同僚に照会したところ、勤務したとする期間が 5 か月だったにもかかわらず加入記録が 2 か月になっている者は、「臨時職員でも勤務と同時に厚生年金保険に加入すると聞いた。私の場合、勤務期間と加入記録が一致しているので、職員配置経過表の記載が誤っている。」と回答しているものの、他方で、「厚生年金保険の加入についての説明は無く、どのように掛けられたかは不明。」と回答する者もいることに加え、職員配置経過表に記載されている者の中には、厚生年金保険の加入記録が全く無い者も存在する。

さらに、A事業所に照会したところ、「臨時職員の厚生年金保険の加入手続等は、当時、課ごとに行われていたが、任用に関する資料や賃金支払伝票等も保存期限を過ぎており破棄している。」との回答を得ており、当時の状

況を把握することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

釧路厚生年金 事案 404

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 8 月 8 日から 32 年 8 月 30 日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間について加入記録が無いとの回答を得た。
昭和 29 年 8 月 10 日から 32 年 8 月 30 日ころまで A 事業所に勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるものの、勤務期間の特定及び厚生年金保険料の控除については確認できない。

また、オンライン記録によると、A 事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も死亡していることから、元事業主の親族に照会したところ、「A 事業所当時の書類は保管していない。」との回答を得ており、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人自身、A 事業所に勤務していた期間の記憶も曖昧^{あいまい}な上、申立期間中の昭和 31 年ころにけがをして、労災事故として処理されたと供述しているところ、労働基準監督署は、「当該労災事故については不明。」と回答しており、勤務実態を確認することができないほか、申立人が同僚として名前を挙げた 3 人のうち 2 人は既に死亡しており、残る 1 人についても所在不明のため調査することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月21日から52年3月14日まで
厚生年金保険の加入期間について社会保険事務所（当時）に照会したところ、申立期間に厚生年金保険の加入記録は無いとの回答を得た。
昭和50年6月から59年10月まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の雇用保険の加入記録は、A事業所（平成元年11月28日にB事業所に名称変更。）における取得日が昭和50年6月9日、離職日が51年12月18日となっており、厚生年金保険の加入期間とほぼ一致しているほか、被保険者原票によると、申立期間において健康保険任意継続被保険者の資格を取得し、52年3月14日に厚生年金保険被保険者の資格を再取得したことにより喪失したことが確認できる。

また、申立人と同様に昭和51年12月中に厚生年金保険の資格を喪失し、52年2月から4月までの間に再取得している者が9人いるため、所在が判明した3人に照会したところ、1人から、「はっきりしたことは覚えていないが、失業保険をもらったことがある。」との回答を得たほか、申立期間に継続して厚生年金保険の加入記録がある者は、「勤務していた期間に一度だけ冬期間に仕事がなくなり、工場長等の責任者、事務担当者、他の事業所に常駐していた社員等、一部の社員を除いて失業保険をもらってほしいと会社から説明があり、雇用を切った年がある。」と供述している。

さらに、B事業所は既に解散しているため、事業主の親族に照会したところ、「申立期間当時の経営者は死亡し、関係資料は処分した。申立人が勤務していたことは間違いないが、申立期間の状況は不明。」との回答を得てお

り、当時の状況を把握することはできない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 9 月 19 日から 42 年 11 月 6 日まで
② 昭和 43 年 9 月 18 日から 48 年 1 月 27 日まで

厚生年金保険の加入期間について年金事務所に照会したところ、申立期間につき脱退手当金が支給済みであるとの回答を得た。

A社を退社した時には、厚生年金保険も雇用保険も加入していることを知らず、何の手続もしなかった。当然、脱退手当金という制度もあることを知らず、請求した覚えも受給した覚えもないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②の厚生年金保険被保険者記号番号は、事業所を退職した約2か月後の昭和 48 年 4 月 6 日に重複整理の手続がとられたことが厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿に記録されており、申立期間の脱退手当金が 48 年 4 月 23 日に支給決定されていることを踏まえると、脱退手当金の請求に併せて重複整理が行われたと考えるのが自然である。

また、申立期間②に係る申立人の被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間を基礎とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。